

令和7年（2025年）9月紀北町議会定例会会議録

第4号

招集年月日 令和7年9月9日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和7年9月19日（金）

出席議員

1番	脇 昭 博	2番	宮 地 忍
3番	岡 村 哲 雄	4番	大 西 瑞 香
5番	原 隆 伸	7番	奥 村 仁
8番	樋 口 泰 生	9番	太 田 哲 生
10番	瀧 本 攻	11番	近 澤 チヅル
12番	入 江 康 仁	13番	家 崎 仁 行
14番	平 野 隆 久		

欠席議員

6番 東 篤 布

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町長	尾上壽一	副町長	中場幹
会計管理者	宮本忠宜	総務課長	水谷法夫
財政課長	上ノ坊健二	危機管理課長	家倉義光
企画課長	上村毅	税務課長	直江憲樹
住民課長	世古基樹	福祉保健課長	直江和哉
老人ホーム赤羽寮長	東雅人	環境管理課長	垣内洋人
農林水産課長	高芝健司	商工観光課長	岩見建志
建設課長	井土誠	水道課長	宮原優
海山総合支所長	玉本真也	教育長	松島功城
学校教育課長	直江仁	生涯学習課長	長井裕悟
監査委員	加藤克英		

職務の為出席者

議会事務局長	上野隆志	書記	鶴田博樹
書記	源口晴子	書記	佐々木猛

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

3番 岡村哲雄 4番 大西瑞香

議事の顛末 次のとおり記載する。

### 入江康仁議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達しております。

会議に入る前に、本日、東篤布議員から議員の辞職願が提出されましたので、紀北町議会会議規則第99条第2項の規定により、後ほど辞職の許諾を諮りますので、よろしくお願いいいたします。

また、一昨日の議会運営委員会におきまして、これまで欠席、遅刻の理由を所用として報告しておりますが、理由が住民に伝わりにくいとのことから、欠席理由をもう少し明確にしてはとのご意見があつたとのことでありました。

このことから、次回の会議から、欠席、遅刻の理由をもう少し詳しく報告させていただくことになりますので、ご承知おきのほどよろしくお願いいいたします。

---

### 入江康仁議長

それでは、本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

なお、朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

それでは、日程に従い議事に入ります。

---

### 日程第1

### 入江康仁議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

3番 岡村哲雄議員  
4番 大西瑞香議員  
のご両名を指名いたします。

---

## 日程第2

### 入江康仁議長

次に、日程第2 委員長報告を行います。  
本定例会において各常任委員会に付託され、審査を行った案件について、各常任委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。  
まず、総務産業常任委員長から報告を求めます。  
宮地忍総務産業常任委員長。

### 宮地忍総務産業常任委員長

おはようございます。  
今定例会において、総務産業常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。  
まず、今期定例会で付託されました案件の審査につき、9月10日、水曜日、午前9時30分から、第1委員会室におきまして、委員6名出席の下で開催いたしました。なお、議案第53号から議案第59号については、議員7名にて審査いたしました。  
説明のため出席した者は、議会事務局、総務課、財政課、企画課、農林水産課、商工観光課、建設課、危機管理課、水道課の各課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案8件の審査であります。  
それでは、審査の経過と結果について報告いたします。  
議案第49号 紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。  
質疑、討論ともなく、採決に入り、全員賛成。  
よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。  
次に、議案第50号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の

審査を行いました。

委員から、これまで本条例の改正はありましたが、条例に沿って取得されていますか。改正についての周知はどのようにされていますかとの質疑に対し、育児休業、部分休業等を取得しています。これまで職員への周知は特に行っていませんとの答弁でした。

次に、これまで介護休暇を取得されていますかとの質疑に対し、取得していますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第51号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第52号 準用河川宮前川河川改修工事請負契約の締結についての審査を行いました。

委員から、この工事は令和5年度から継続している工事で、各年度で工事内容に違いはあると思いますが、物価高騰の影響はどの程度ありますかとの質疑に対し、当初、事業計画では、約1億5,000万円以内での施工を想定していました。物価上昇率が1.1%程度とされており、全体事業費として1億6,000万円程度になると想定していますとの答弁でした。

次に、この河川改修工事の構造物の耐用年数は30年以上だと思いますが、実際は何年ぐらいですかとの質疑に対し、構造物の耐用年数は30年以上あると想定していますが、路面等は使用状況に応じて補修が必要になってくると思いますとの答弁でした。

次に、工事概要に各種工法が記載されていますが、入札する仕様書で決まっていますかとの質疑に対し、入札仕様書により工法や仕様は提示しており、入札参加者が仕様書に応じた見積りを行い入札しますとの答弁でした。

次に、付近には池や漁港があります。再生密粒度アスコンにはスラグは含まれていますかとの質疑に対し、本工事では、スラグが含まれていない再生密粒度アスコンを使用する予定ですとの答弁でした。

次に、この工事の計画期間を教えてください。また、今回の工事で浸水被害はなくなりますかとの質疑に対し、工事の計画期間は、令和5年度から令和7年度までの3か年計画で、本年度で終了する予定です。この地域は、満潮時や高潮などと大雨が重なると河川や池の水

位が上昇し、浸水の危険性が高まる地域です。今回の工事は、全ての浸水被害を防ぐものではなく、護岸の崩落による浸水被害などを防ぐことを目的としていますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第53号 汐ノ津呂排水機場整備工事（その3）請負契約の締結についての審査を行いました。

ごめんなさい。それ以前にちょっと一言だけ加えておきます。この間で課長からの追加説明がありまして、いろいろと長くありました。その説明の後です。

委員から、入札業者7社と言われましたが、この入札はどのように募ったのですかとの質疑に対し、本工事については建設業許可業種区分でいきますと、機械器具設置工事に該当します。機械器具設置許可を取得している町内業者は、2社しかありません。そういうことから参加資格を広く求めることとしました。

工事の設計金額が約5億5,000万円と事業費が高額であったため、工事完了後の保守点検業務を行う必要等から、安全性や競争性を踏まえ、三重県が実施しました同種の工事を参考に入札条件を設定し、三重県と愛知県の事業者を対象として入札を行っています。

町内業者の参加については、しっかりと議論しましたが、選定の理由として、保守点検等ができる業者であるかなど、そういうところも加味し、工事においては、町内業者の参加の指名はしませんでした。町内業者は入札に参加していませんが、工事の特記仕様において下請契約を締結する場合、町内業者を優先的に選定するようお願いしていますとの答弁でした。

次に、入札参加業者について、三重県何社、愛知県何社かを教えてくださいとの質疑に対し、三重県の業者が4社、愛知県の業者が3社ですとの答弁でした。

次に、工事概要で主な工事内容が書いてありますが、この内容が設計仕様書の内容ですか。搬入工事や設置工事、配管工事、電気工事などもあろうかと思いますが、その見積りの記載について仕様書はどのように記載されていますかとの質疑に対し、主な工事内容は、その設置と製作を含んだ設計となっています。建設課に確認しましたが、搬入、設置、配管、電気部分を詳細には分けられないということを聞いていますとの答弁でした。

次に、例えば、ポンプについてはポンプの業者にやってもらうのが一番で、専門業者にメンテナンスをしてもらうのが一番安くなると思います。原動機は原動機を作っているところ、配電盤関係の電気工事については三愛物産は得意ですので、こういうところは分けてやった

ほうがよいのではないかと思います。そのあたりも含めて、どういう入札方法をして、どういうふうにしたら少しでも安くなるかということを考えたことはありますかとの質疑に対し、入札の方法が一番安くなるということで設計させていただいている。別々に発注しますと、それに対しての経費がかかってくるため、設計金額が高額になってしまふということで、この方法で設計させていただいているとの答弁でした。

次に、この工事をやるときに、建屋との関連についてどのように考えているのかお聞きしますとの質疑に対し、建屋に関しては、12月定例会で議案上程を考えています。建屋は8か月から9か月で完成し、その完成したところの屋根が移動するようになっており、そこからポンプやその他の機械類を入れて、最後に屋根を完成させますとの答弁でした。

次に、建屋を建ててから機械を搬入するという形ですか。どのような理由でその工法にしたのですかとの質疑に対し、そのとおりです。機械類ですので、雨ざらしのまま機械だけ入れるということは故障につながりますので、そういう観点から、建屋のほうを完成させて屋根だけ移動させることによって、機械類を搬入することになりますとの答弁でした。

次に、インターネットの入札なのか、封筒入札なのかお聞きします。また、地元の業者ができる人がいるわけで、緊急時になった場合にすぐ出動できますが、なぜ地元業者を入れなかつたのですかとの質疑に対し、入札の方法については封筒入札で、こちらに来ていただけて、封筒で入札していただく方式を取っています。

今回の入札の参加条件としては、企業実績として三重県内において単独または共同企業体の構成員である元請としての平成22年度以降に完成し、かつ引渡しが済んでいる公共機関等発注の機械器具設置工事のうち、口径が300mm以上の揚水・排水ポンプの新築、増築、改良または取替えを含む工事の工事実績を参考にさせていただき、入札条件とさせていただきました。この条件に、町内の業者は当てはまりませんでしたので、町内業者のほうの入札参加はありませんでしたとの答弁でした。

次に、一番大事なのは、町長は地元業者の育成ということを常に言っているのに、なぜ地元業者を入れなかつたのかということです。地元業者を育てなければいけないと思いますが、いかがですかとの質疑に対し、地元業者が入札に入れなかつたということで、特記仕様において町内業者を優先発注して、下請契約を締結するよう町内業者が優先的にできるように、元請業者には努めるよう配慮させていただいているとの答弁でした。

次に、封筒入札は運転免許証などの身分証明書を確認していますか。また、地元の業者ができると言っているのに、なぜ入れないのですか。誰が判断したのですかとの質疑に対し、

入札の関係については財政課の担当となり、身分証明の確認等を行ったかについては分かりません。関係課等とも協議をさせていただき、設計金額等も5億5,000万円と事業費が高額であり、保守点検等の必要性もあることから、安全性や競争性を踏まえて県内と愛知県の業者ということにさせていただいている。三重県が実施しました同業種の事業を参考に、入札条件を設定させていただきましたので、町内業者が今回入札に参加することができなかつたのだと思いますとの答弁でした。

次に、封筒入札する場合は、必ずそこの社員であるかを確認して入札させないといけないと思いますが、いかがですかとの質疑がありましたが、入札については財政課が担当であることから、財政課長の出席を求めました。財政課長が現地へ赴いております。財政課長から、入札に来た方の身分を確認しているかということについては、最初に参加するに当たっては、身分証を持ってきていただいて、それで入札参加を申し込んでいただいている。そのときに来た方は、担当がしっかりと顔を見て確認しており、実際、当日、入札に来られた方が、その持って来られた方と同一の人物ということで確認をしていますので、間違いないという認識で入札を行いましたとの答弁でした。

次に、何をもって確認しているんですか。やはり、免許証とその身分証が一致しているかどうか確認し、その社員が本当にそこにいるかチェックしないといけないと思いますが、いかがですかとの質疑に対し、財政課長から、入札に当たっては町が発送する通知書を出していただいている、入札していただくという決まりになっていますので、その書類は確認させていただいている、その上で持ってきててくれた方と、実際に当日応募していただいている方は同じであるということで確認をしています。委員のおっしゃるように、身分の確認については、しっかりとチェックするようにすべきだと思います。これからも気をつけてしっかりとやっていきます。今回の入札については、7社の入札があって、そのうちの5社が最低制限価格で応札されたということで、その5社によるくじ引になり、その結果、三愛物産が落札されたということで、くじの結果、そのような形になったということですとの答弁でした。

次に、5社が同じ金額なんですか。くじ引はどんな形でやったのですかとの質疑に対し、財政課長から、そのとおりです。くじ引については、他の工事でも同じですが、くじが30本入っており、その中でくじを引きます。他の工事と同じような形でくじを引き、三愛物産が落札しました。価格については、予定価格は公表していますので、それを基に各社それぞれ最低制限価格を予想して入札してきます。他の工事でもよくあることですが、最低制限価格

で入札された7社のうちの5社がくじという形になって、結果的に三愛物産が落札されたということですとの答弁でした。

次に、最低制限価格で5社がぴったり一致するということはあり得ないと思います。5億何千万円の工事です。5社が同じということに何も思いませんでしたかとの質疑に対し、財政課長から、他の大きな工事でも結構あることとして、それぞれの事業者が積算システムを導入しており、最低制限価格の設定については、予定価格の7.5割までにという設定の仕方があって、最低制限価格をはじき出すということでは、他の事業でもほとんど同一の金額で上がってきてているのが実態であります。私はこの工事に関し、特に違和感というのは正直なところ持ちませんでしたとの答弁でした。

次に、電算で出てくる数字で、落とそうと思えば1,000円下げて入札すると落札するんじゃないですか。5人は5人で談合していたということではないですかとの質疑に対し、財政課長から、最低制限価格を下回った場合は失格ということになります。実際のところは、7社のうち1社が、少しですが金額を下回って失格となっており、1社は最低制限価格を少しだけ上回ったというのは、恐らく計算上の端数処理というか計算間違い的なところかと思っていますとの答弁でした。

次に、5社の入札価格が一緒だったとのことですが、国で70%ぐらいで決められていると思います。今回はどこで切ったんですかとの質疑に対し、財政課長から、会計規則の中では10分の7.5ということにしており、公共工事に係る最低制限価格の運用基準というのが出されており、その中で最低制限価格をはじき出すための方法というのが示されていますので、それに業者が当てはめて最低制限価格を算出していますとの答弁でした。

次に、予定価格を出しているんだから70%でいいわけで、75%に沿って5社が一緒の見積りということは談合していなければ出てこない数字ではないですか。計算されて出るのだから、70%というのなら分かりますが、それを75%に指定し、5社が一緒ならばこれはもう談合しかないと思いますが、いかがですかとの質疑に対し、財政課長のほうからですが、75という数字については、令和6年4月に公共工事に係る最低制限価格の運用基準というのがあり、これを公表しており、その中で、その算定式ではじき出された金額が予定価格の10分の7.5を下回るときには、10分の7.5とするということで、土木工事であるとか建築工事とか、それぞれの工事に当たる計算式に当てはめて計算したと思っています。

事業者の方は、計算方法が常にホームページで示されていますので、それに当てはめれば最低制限価格が出てきます。ただ、今回失格になったところの金額としては1万円下回って

しまっての失格であり、端数処理を誤ったと思われます。

もう一つ、1社がオーバーしたところについては、逆に1万円オーバーしてしまったということで、そのようなことは結構入札においては起こることで、他の工事においても起こっていることで、実際は予定価格を公表しているというところで、最低制限価格を設定しているということがあると、そういった事態が起きるということです。

ただ、国の指導としては、予定価格を公表した中で、最低制限価格を設定しなさいという指導等もありますので、そのような形でさせていただいて、結果的にはどうしても落札したいということであれば、皆さん、最低制限価格ぎりぎりで入札してきて、結果的にくじ引になってしまふということで、これは工事だけではなく、他の業務でも同じような状態になっているのが実態ですとの答弁でした。

次に、予定価格ですが、これは危機管理課で見積りを出したわけですかとの質疑に対し、ここからは家倉課長です、危機管理課では設計等はできませんので、建設課等に依頼し設計をしていただいているとの答弁でした。

次に、建設課はどこからか見積りを取っているのですかとの質疑に対し、三重県建設技術センターのほうに積算単価等の設計業務を委託していますとの答弁でした。

次に、ポンプ業者も7社あるといろいろな専門分野があると思います。見積書の金額は同じ金額になっても、中身が違っていると思うのですが、そのあたりの確認はしなかったですかとの質疑に対し、あくまでも設計ですので、そのあたりは設計単価が決まっており、ポンプの設計金額ということで設計していますので、あとは落札した業者がどこのメーカーにするかということを、設計に合わせて決めてくると思いますとの答弁と、財政課長が続きまして、応札していただくときに入札書を入れていただきますが、それと併せてその積算内訳も出していただいて、その積算内訳がその金額と一致しているかというところをチェックします。ですから、委員が言われるような、いわゆるポンプの製造を得意としているところは、そういったところの金額はやはりかなり有利ですが、全体の入札額を出す中で、きちんと積算内訳は財政課のほうでも全部チェックした中での入札ということにしていますので、そういったチェックはできているものと考えていますとの答弁でした。

次に、別々でポンプや自家発電機を発注すると予算が増えるとの答弁がありましたが、別々に発注しようと思えばできるということですかとの質疑に対し、別々に発注しようと思えばできるとは思いますが、別々に発注するとその分の経費が全部にかかってきますとの答弁でした。

次に、地元企業が入れなかつた判断の資料があると思いますが、見せていただきたいと思います。口頭で聞いただけでは理解できないので、その辺いかがですかとの質疑に対し、ここは財政課長です、今回の入札に当たっては、入札審査会を通して入札方法を決定しており、入札審査会の内容については非公開となっています。ただ、今回の工事に当たっては、できるだけ地元業者の参加ができないかということで協議しました。

財政課のほうでも町内業者優先発注というところを重視しており、できるだけ町内業者の方に参加していただきたいという思いもあるものの、これだけの大きな工事で安全性とか、この事業をやるに当たって何かあった場合の資金面的な問題なども発注した場合に対応できないというふうなこともありますので、総合的な話として検討しました。ただ、やはり町内業者にできるだけ参加をというところの考えの中で、特記仕様の中で町内業者の優先発注の考え方を入れて、下請などを出す場合は、できるだけ町内業者を優先的に選定していただくように配慮もしていますとの答弁でした。

次に、地元の業者は入札に参加できないということですが、しようと思えばできたのですかとの質疑に対し、財政課長からです、大きな工事ということで県の実績等を参考とした上で、非常に大きな口徑の管を扱ったということの実績など、いろんな条件をつけて、実績の条件があったというところで、恐らくはその条件に達することができなかつたということで、結果的に参加できなかつたというふうに思っていますとの答弁でした。

次に、下請を地元の業者にお願いした場合、その業者が工事をするわけですが、入札には参加できないのに下請ができるというのは矛盾していませんかとの質疑に対し、ここも財政課長からですが、この工事は非常に大きな工事で、安全にやり遂げる必要があるということと、その後、ずっと保守をしていかなくてはいけません。そういった部分ではなかなか実績的に達しなかつたということで、結果的に地元業者が受けられなかつたということで、委員がおっしゃられるように、町内業者をできるだけ下請に出す場合は使ってくださいということで、下請として参加することはできると思っていますとの答弁でした。

次に、下請業者ができる範囲のところは下請をしてもらうというような説明でしたら話も分かたと思いますが、その辺はいかがですかとの質疑に対し、ここからは家倉課長になります、おっしゃられたとおりで、下請ができる部分を下請のほうに出すというところで、ポンプは複雑で専門的なところですので、そのあたりはちょっと難しいのかなと思いますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、反対討論として、財政法の入札の趣旨に反しているた

め、私は賛成できませんという反対討論と、入札方法の在り方や地元業者の育成という点から、やはり地元の直営でやったほうが雇用も増えるし、利益も増え、町も潤うと思うので、そういうことで反対ですという反対討論、また、メンテナンス等のことも含めて、やはり地元業者がしっかりと下請としてやっていけるように、その内容もきちんと注視して、発注等をしてもらわないといけないと思うので、入札時点できちんと理解しかねるところもあるので、今回反対させていただきたいと思いますという反対討論がありました。

賛成討論はなく、採決に入り、賛成少数。

よって、本案は、否決すべきものとして決定しました。

次に、議案第54号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、議会事務局所管分については、局長から追加説明の後、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、総務課所管分については、委員から、町長選挙執行事業に関連して、町長選挙の供託金額と供託金没収点について教えてくださいとの質疑に対し、供託金額は50万円です。供託金没収点は有効得票数の10分の1ですとの答弁でした。

以上のとおり、総務課所管分について質疑を終了しました。

次に、財政課所管分については、委員から、庁舎管理事業と基金管理事業の詳細説明をお願いしますとの質疑に対し、庁舎管理事業の461万円については、庁舎の浄化槽原水ポンプが経年劣化などにより故障したため、急遽修理を実施しました。

基金管理事業の3億1,540万円については、令和6年度の歳計剰余金の2分の1以上を財政調整基金に積み立てなければならないことから、計上させていただきました。これは地方財政法第7条で定められています。令和6年度の歳計剰余金6億3,072万6,652円の2分の1以上の3億1,540万円を積み立てさせていただきましたとの答弁でした。

次に、浄化槽は設置されてから何年になりますかとの質疑に対し、昭和53年に整備し、約46年経過しています。耐用年数は20年から30年で、これまで修理ができていなかったため、今回させていただきましたとの答弁でした。

次に、昭和53年ということは、長島高校時代の浄化槽を引き続き使っていたということですかとの質疑に対し、そのとおりですとの答弁でした。

以上のとおり、財政課所管分について質疑を終了しました。

次に、企画課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、農林水産課所管分については、委員から、森林経営管理推進事業の対象森林事業者の数と事業の詳細をお聞きしますとの質疑に対し、森林経営管理推進事業2,081万2,000円の増額ですが、当初は小山浦地区で10haと見込んでいましたが、面積が増加しています。小山浦地区は17.94haで33か所、三浦地区では26.39haで31か所となっており、所有者数は小山浦地区が24名、三浦地区が16名です。所有者とは、本町が間伐を実施する森林整備の協定と10年間は皆伐を禁止する覚書を締結していますとの答弁でした。

次に、小山浦地区と三浦地区の説明がありましたが、ほかにも森林はたくさんあると思います。最終的にはばらばらにある全ての山を、町がまとめて管理すれば効率的な運営ができ、財産にもなることが目的かと想像しますが、今回は2地区で残りはどれほどあるのか、全体像としての説明をお願いしますとの質疑に対し、間伐は令和5年度から実施しています。令和5年度と令和6年度は、相賀、小山浦、三浦地区で実施しており、間伐の実施までには山の境界確認と面積を測量しています。境界の確認作業が終了した道瀬、海野、馬瀬、古里地区では、間伐実施に至っていませんが、今後実施します。

利益が出ると見込める山については、地域の林業事業体へ森林整備をつなぐ取組も進めています。事業実施の地区を今後増やしていくますが、具体的な数字は不明です。また、一回、切捨間伐を実施した個人の山について、本町において、今後何らかの森林整備をすることは今のところは考えていませんとの答弁でした。

次に、あと何年ぐらいで事業を完成させたいと思いますかとの質疑に対し、この制度が始まったときには20年ほどかかると想定していましたとの答弁でした。

次に、森林経営管理事業は国の施策で進められてきて、地域の防災対策にも関わっています。事業実施について、町のホームページに掲載する必要はありませんかとの質疑に対し、森林環境譲与税を活用した事業については、事業実施後に実績報告を作成し、本町のホームページに掲載することになっています。令和6年度の実績はもう少しで掲載します。どのような事業を実施しているのかは、町民の皆様へ周知したいと思いますとの答弁でした。

次に、船津川排水機場の事業について、詳しく説明をお願いしますとの質疑に対し、船津川排水機場の更新工事については、令和7年度から令和9年度までを第1期として事業を進めたいと計画しています。今年度の事業は、ゲート設備の開閉装置4台と操作盤2面、フランプゲート一式と除じん機2基の更新に伴う設計費に936万円、また、ゲート設備の開閉装置4台及び操作盤2面の更新工事に9,064万円、合計1億円の事業費を見込んでいます。

これは県営事業で実施するもので、事業費の85%を県が負担し、本町は15%を負担するこ

とになっていることから、1,500万円の増額補正を要求したものです。

今年度の工事箇所となるゲート設備は、内頭川沿いに1基、貯水槽を挟んで農地側に1基あります。それぞれのゲート設備には、2台の開閉装置と操作盤1面がついていますとの答弁でした。

以上のとおり、農林水産課所管分について質疑を終了しました。

次に、商工観光課所管分については、課長から追加説明の後、質疑に入り、委員から、既設予算である備品購入費からの流用ということですが、当初の備品購入費の予算は幾らですか。当初予算での備品購入を後回しにして、今回の予算が下りた後に改めて購入すると解釈してよろしいですかとの質疑に対し、今回のエアコン修繕は、室外機のコンプレッサー故障により、故障した部分を中心に修繕させていただいたものです。備品購入費は、同じく始神テラスの備品を購入する予定で、金額は576万2,000円です。内訳は、冷凍冷蔵庫、食器洗浄機、ガスブースター、ティーディスペンサーの4点を購入するものです。今回の補正予算を議決していただいたら、速やかに備品購入を進めさせていただきたいと思っていますとの答弁でした。

次に、古くなってきた備品を購入するのは理解できますが、始神テラスについては、トイレ清掃等の予算以外では基本的に見ていないと思いますが、備品等の購入についても指定管理者と協議した上での話ですかとの質疑に対し、始神テラスについては、指定管理者と協定を結んでいます。その協定の第15条に管理施設の修繕等についての条項があり、管理施設及び管理物品の修繕については、1件につき30万円未満のものについては指定管理者が、30万円以上については協議の上、町が実施するものとありますとの答弁でした。

次に、30万円以上のもので、当初に町が備えた備品を指定管理者が更新する場合、必ず町の許可が必要ですか。また、営業活動の中で新しく指定管理者が自前で更新することは可能ですかとの質疑に対し、町の備品であれば必ず町に相談していただきますが、それ以外の営業活動で指定管理者が自前で行う部分であれば、ある程度は自由に行って問題ないかと思いますとの答弁でした。

次に、見積金額の査定は誰が行っていますか。30万円未満と30万円以上で指定管理者と町の負担が変わる内容であるので、担当課で査定を厳格にできる方がいますかとの質疑に対し、見積査定については、専門的な職員がいるわけではありませんが、一般的に見積りいただいたものは、担当課として適正かどうかのチェックはさせていただいた上で修繕を実施していますとの答弁でした。

次に、コンプレッサーを交換したということで、始神テラスは設置から11年ですが、その割には劣化が早いように感じます。そのあたりの見解と、他で空調機はどの程度存在するのか教えてください。また、故障については、油汚れが室外機に付着したという解釈ですが、ダクトを通じて室外に流れる空気から油汚れが室外機に付着したと思いますが、故障時はどういう状況になっていましたかとの質疑に対し、故障したエアコンは厨房内の油物を相当量使用する位置にあります。故障したコンプレッサーは室外機内ですが、そういった影響も故障に至った要因の一つではないかと考えています。施設全体の台数は今正確に把握していませんが、エアコンは厨房、物販、2階の各施設で室外機がそれぞれ分かれています。

油汚れの件については、要因の一つと考えましたが、直接の要因かまでは分かりません。コンプレッサー交換のほか、ダクトを含めた汚れについては、分解清掃してフィルター等もきれいにしましたとの答弁でした。

次に、室外機全体ではなくコンプレッサーを変えた理由として、修繕費用の圧縮が考えられますが、室外機を変えた場合とどの程度の金額の差がありましたかとの質疑に対し、金額の比較は特に行っていませんが、今回は早急な回復を目的としていたことから、コンプレッサー修繕のみにとどめましたとの答弁でした。

次に、油汚れが故障の原因の一つと考えるなら、また同じ理由で故障してしまうと思いません。室内エアコンの設置位置を変更したり、遮蔽板で室外機に油が飛散しないようにするなどの工夫が必要だと思います。空調機のメンテナンスはどういう形で実施していますかとの質疑に対し、通常のエアコン清掃等のメンテナンスは指定管理者のほうで実施しています。引き続き、適正に行うようお話をさせていただきますとの答弁でした。

次に、エアコン設置時の単価は幾らですか。馬力等も分かれば教えてください。当時の状況と実施の価格をてんびんにかけて修理を判断されたのかと思いますが、コンプレッサーを変えるほどの故障であれば、後々のメンテナンスを考慮した場合、全体交換を検討してもよかったですとの質疑に対し、手元に資料がないので、後ほど提出させていただきますとの答弁があり、委員会終了後、資料の提出がありました。

以上のとおり、商工観光課所管分について質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分については、課長から追加説明の後、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、水道課所管分については、委員から、2か月の水道基本料金の減免を実施するに当

たり、国の補助金があるかと思いますが、いかがですかとの質疑に対し、国庫補助金で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金があり、1,109万3,000円が企画課のほうで受けとして入ってきます。それを、繰出金として減免相当分を繰り出させていただきます。差額については、一般財源の持ち出しとなりますとの答弁でした。

以上のとおり、水道課所管分について質疑を終了しました。

以上で、本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の本委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第58号 令和7年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）の審査を行いました。

質疑、討論ともなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第59号 令和6年度紀北町水道事業会計利益の処分についての審査を行いました。

質疑、討論ともなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で、本委員会に付託された8案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

以上です。

**入江康仁議長**

これで、総務産業常任委員長の報告を終わります。

---

**入江康仁議長**

ここで、10時50分まで暫時休憩といたします。

(午前 10時 32分)

---

**入江康仁議長**

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 50分)

---

### 入江康仁議長

次に、教育民生常任委員長から報告を求めます。

近澤チヅル教育民生常任委員長。

### 近澤チヅル教育民生常任委員長

それでは、報告いたします。

今定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件の審査につき、9月11日、木曜日、午前9時30分から、第1委員会室におきまして、委員6名出席の下、開催いたしました。1名が所用のため欠席でした。

また、説明のため出席した者は、住民課、福祉保健課、老人ホーム赤羽寮、環境管理課、学校教育課の各課長と寮長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案4件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

議案第54号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の本常任委員会所管分の審査を行いました。

初めに、住民課所管分について、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、福祉保健課所管分について、まず、課長から追加説明がありました。障害者自立支援給付費負担金69万2,000円の増額は、障害者介護・訓練等給付事業における障害者総合支援法改正に伴うシステム改修に対する補助金で、補助率は2分の1です。

また、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業費助成金854万9,000円の減額は、予防接種事業における新型コロナワクチン接種に対する助成金の減額です。当初予算の提出時期には、助成内容が未定であったことから、前年度と同様に歳入を計上しましたが、令和7年度から助成事業がなくなったことから減額させていただくものです。

また、ほかに障害者介護・訓練等給付事業138万6,000円の増額は、障害者総合支援法改正に伴うシステム改修に対する費用の増額です。

また、ほかに老人福祉特別対策事業（町単）の109万7,000円の増額は、在宅介護支援セン

ター2階の事務所のエアコン故障による修繕費の増額です。令和7年6月に故障し、猛暑の中、エアコンなしでの業務は難しいことから、既設予算を流用し修繕させていただいています。

予防接種事業250万円の減額は、新型コロナワクチン接種に対して国の基金からの助成金がなくなったことにより、町からの予防接種委託料を変更するものです。令和7年度当初予算では令和6年度と同様にワクチン接種費用は1回1万5,300円、自己負担を2,500円、町負担1万2,800円、そのうち助成金が8,300円、実質、町負担4,500円としていましたが、補正予算では助成金がゼロ、自己負担を5,000円、町負担を1万300円として計上させていただいているです。

なお、接種対象者については、当初予算のまま一般1,000人として計算しています。このことにより、町負担は250万円減額となります。助成金854万9,000円の減により、一般財源は604万9,000円の増となります。自己負担額については、インフルエンザワクチン接種などと同様に、接種費用の約35%としています。また、県内の市町の費用も参考にしていますとの説明があり、その後質疑に入り、質疑がありました。

老人福祉特別対策事業について、在宅介護支援センターのエアコン修理で利用されているということですが、これは100万円の結構な金額ですが、修理したものは動力で大きなものだったのか。それとも何台か壊れたのかとの質疑に対し、天井埋込タイプが2基、室外機が1基という大型のものとなっていますとの答弁でした。

さらに、質疑がありました。エアコンがほかでも壊れたのはよく聞いています。その原因が暑さなのか耐久性なのか分かりませんが、壊れた部分は全部が壊れて全部直したということですか。それとも壊れた部分だけを換えたのですかとの質疑に対し、ほぼ全部交換させていただきました。こちらのエアコンは平成13年3月に完成ということで、設置から24年経過しています。長持ちしたと思いますとの答弁でした。

また、さらに質疑がありました。エアコン修理については、暑い中、緊急性があって流用は仕方がないところであり、既設予算があつて実施したというのはよく分かるところもありますが、大きい工事で流用するとなつたときには、委員会の委員長などに一言あったほうがよいのではないかと思います。そういうところが今回多く、義務や決まりはないと思いますが、言っておいてもらったほうがこういう形でやりたいと思いますと言つたときに、もう少しこうしたほうがよいのではないかということも出てくるかもしれない、それも含めていかがですかとの質疑に対し、修繕の相談は、財政課、副町長、町長と相談させていただいて、

実施させていただいていますが、委員の言われたとおり議会への説明はなかったと思いますので、そういうような枠組みについては、また理事者等と相談していきたいと思いますとの答弁でした。

以上のとおり、福祉保健課所管分について質疑を終了しました。

次に、老人ホーム赤羽寮所管分について、まず、寮長から追加説明として、介護サービス事業特別会計繰入金742万9,000円については、前年度において一般会計から特別会計に繰入れしていましたが、その精算金を、今回、繰入金として計上したものになりますとの説明があり、その後質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、環境管理課所管分について、課長から追加説明がありました。

令和7年3月に策定しました地球温暖化対策実行計画、区域施策編の進捗管理に要する費用で、報酬10万円は推進委員10名の2回分の報酬で、旅費1万1,000円は委員会開催時に要する旅費、委託料44万円は策定しました地球温暖化対策実行計画、区域施策編で、温室効果ガスの排出量の算定に係る委託料で、毎年委員会において進捗管理していく必要があるため、増額をお願いするものとの説明があり、その後質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、学校教育課所管分について、質疑に入りました。

施設整備事業の内訳についてお聞きしますとの質疑に対し、小学校校舎等施設整備事業は、各小学校音楽室・特別支援教室エアコン設置工事の変更分と上里小学校普通教室、東小学校コンピューター室のエアコンが故障したため、急遽撤去と移設、また、西小学校体育館の雨漏り修繕工事を行いました。

また、中学校校舎等施設整備事業は、潮南中学校のエアコンが故障し、室外機の部品交換、また、三船中学校の視聴覚室、赤羽中学校の職員室のエアコンが故障したため、急遽撤去と移設を行いましたとの答弁でした。

さらに、どこの音楽室にエアコンを設置したのか。また、各工事の費用の内訳と撤去という説明がありましたが、撤去後新設はしていないのかとの質疑に対し、音楽室については、エアコンがついていない赤羽小学校、船津小学校、上里小学校、西小学校、東小学校に設置を行いました。西小学校は特別支援教室についても設置しております。今回の補正では、動力部分の設備工事分を計上しております。

各工事の内訳については、西小学校体育館屋根修繕工事が19万8,000円、上里小学校普通教室は35万2,000円で、故障したエアコンを撤去し、矢口小学校にあった壁かけのものを移設しました。東小学校コンピューター室は34万1,000円で、故障したエアコンを撤去し海野

小学校の天吊り型のエアコンを移設しました。潮南中学校のエアコンは22万円で、室外機の部品交換を行いました。三船中学校視聴覚室は39万3,800円で、故障したエアコンの撤去と新設を行いました。赤羽中学校職員室は133万1,000円で、埋め込み型のエアコン2台が故障したため、天吊り型のエアコン2台の新設を行いましたとの答弁がありました。

また、さらに、補正予算が出たら、予算が認められて初めて修繕すると考えます。ただ、緊急の場合は既設予算で利用することもあります。そのところをきちんと説明してもらいたいと思いますが、いかがですかとの質疑に対し、ご指摘のとおり、既に、工事は既設予算で行い終わっています。補足説明は今後行っていきたいと思いますとの答弁でした。

また、体育館にエアコンを設置している学校はありますかとの質疑に対し、ありませんとの答弁でした。

今年、カムチャツカ半島地震による津波警報の避難がありましたが、避難した体育館にエアコンがなく困っているところもあります。東海地方で20%の体育館にエアコンが設置されているようですが、今後設置の検討や計画はありますかとの質疑に対し、検討していかないといけないと思いますが、文部科学省が示す体育館のエアコン設置の要件として、断熱をしなければいけません。概算ですが、1施設当たり5,000万円ほどかかります。当町は、2年ほど前から避難時に校舎開放を行っていて、この間の津波警報の際には、部活動に来ていた中学生や住民の方が、山などの高台に避難後、エアコンが設置されている教室に移動したと聞いていますとの答弁でした。

また、避難所としての体育館の役割もあるが、猛暑で体育の授業で運動場や体育館を使えないという話もあるので、体育館へのエアコン設置も今後検討していくべきだと思うがとの質疑に対し、猛暑日は視聴覚室のような広い部屋でダンスの授業等を行っていますとの答弁でした。

また、中学校校舎等施設整備事業の財源は何ですかとの質疑に対し、ふるさと応援基金で繰入れを予定していますとの答弁でした。

以上のとおり、学校教育課所管分について質疑を終了しました。

以上で本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

続きまして、議案第55号 令和7年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

の審査を行いました。

電算事務委託料883万9,000円は、令和8年度から開始する子ども・子育て支援金制度に伴うもので、後期高齢者医療保険等でも予算計上しているが、医療保険からどのような割合で徴収するのか。また、来年度から始まるこの負担の程度はどの程度になりますかとの質疑に対し、この予算については令和8年度から始まる子ども・子育て支援金制度に対応するための国民健康保険システムの改修費用です。後期高齢者医療保険システムも同様に改修が必要となります。徴収する金額については、まだはつきりと決定していませんが、現段階の国民健康保険での試算では、加入者1人当たり平均月額250円程度となっています。令和9年、令和10年と段階的に引き上げられると聞いていますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第56号 令和7年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の審査を行いました。

質疑、討論ともなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第57号 令和7年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の審査を行いました。

質疑、討論ともなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で、本委員会に付託されました4案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

### 入江康仁議長

これで、各常任委員長からの報告を終わります。

引き続きまして、各委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、総務産業常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第49号 紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第50号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

以上で質疑を終わります。

次に、議案第51号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

以上で質疑を終わります。

次に、議案第52号 準用河川宮前川河川改修工事請負契約の締結についての質疑を行います。

質疑される方はいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

以上で質疑を終わります。

次に、議案第53号 汐ノ津呂排水機場整備工事（その3）請負契約の締結についての質疑を行います。

質疑される方はいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

以上で質疑を終わります。

次に、議案第54号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の総務産業常任委員会に係る部分の質疑を行います。

質疑される方はいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

以上で質疑を終わります。

次に、議案第58号 令和7年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）の質疑を行います。  
質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第59号 令和6年度紀北町水道事業会計利益の処分についての質疑を行います。  
質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで、総務産業常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終了いたしました。

次に、教育民生常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第54号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の教育民生常任委員会に係る部分の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第55号 令和7年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第56号 令和7年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第57号 令和7年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**入江康仁議長**

以上で質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終了いたします。

---

### 日程第3

**入江康仁議長**

これより各議案の討論、採決に入ります。

まず、日程第3 議案第49号 紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第3 議案第49号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

( 全 員 起 立 )

**入江康仁議長**

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 日程第4

**入江康仁議長**

次に、日程第4 議案第50号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第4 議案第50号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

( 全 員 起 立 )

**入江康仁議長**

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第5

### 入江康仁議長

次に、日程第5 議案第51号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第5 議案第51号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

### 入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第6

### 入江康仁議長

次に、日程第6 議案第52号 準用河川宮前川河川改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第6 議案第52号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

**入江康仁議長**

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第7

**入江康仁議長**

次に、日程第7 議案第53号 汐ノ津呂排水機場整備工事（その3）請負契約の締結についてを議題といたします。

討論を行います。

本件に対する委員長の報告は否決であります。

したがって、討論は賛成討論から行います。

まず、原案に賛成討論される方はありませんか。

14番、平野隆久議員。

**14番 平野隆久議員**

それでは、議案第53号 汐ノ津呂排水機場整備工事（その3）請負契約の締結について、賛成の立場で討論を行います。

この議案第53号は、委員長報告で、委員会で否決されたとの報告がありました。委員長報告から理解する上では、委員会での否決理由は、地元業者を入札に参加させなかつた、談合の疑いがある、発注方法に問題があつたことの3点だったと理解しましたが、その3に地元業者を入札に参加させなかつたことに関しては、以前から議会で入札に地元業者をできるだけ参加させるようにとの要望が出ていました。執行部側としても、できるだけ地元業者に参加をしてもらいたいという考え方は持つてゐるはずであります。そのため、地元業者が工事に関われるよう特記事項が記載されています。

また、今回の汐ノ津呂排水機場整備工事はその1、その2、その3と分け、その1、その2は地元業者が請け負い、今後の建屋に関して、恐らく地元業者が参加できる入札になるのではないかと推察しています。

また、談合の疑いがあることに関しては、7社入札のうち5社によるくじ引となつたことを聞き、むしろ談合がなかつたと私は理解しました。談合する場合は、1社だけがほかの入札業者より低い価格を提示し、確実に落とすことあります。運で落札することになるくじ引をすることによる談合など考えられません。

また、発注方法に問題があつたことに関しては、今回の工事に関し建屋を含め工事を4つに分けています。今回のその3に関しては、三重県が実施した同業種の事業を参考にしており、専門的な分野であり、メンテナンスや実績も必要となり、分割発注が難しいということで、このような発注となつたことは理解できます。

この議案が否決されれば、工事着工が遅れ、汐ノ津呂排水機場の完成が遅れます。9月12日にタモリステーションという番組で、ゲリラ豪雨が全国各地で、今年既に6万985回起きており、この9月には1万7,000回起きてであろうと予想されていました。ゲリラ豪雨が多発する原因是、猛暑による気温上昇だとも言われております。今後も温暖化により猛暑が多くなると予想されます。

また、当日、四日市市で、1時間に120mmのゲリラ豪雨で記録的短時間大雨情報が発令され、大きな被害が出ております。完成が遅れることにより、いつ起きるか分からぬ大雨災害等に対し、地域住民の不安が増すことは必然であります。

また、もしこの議案を否決することになれば、否決した議会にも責任が発生することもあり得ます。決定的な瑕疵がない議案に対し否決することは、町民の困惑を招くものだと考え

ます。

以上の理由をもってこの議案に賛成いたします。各議員のご賛同を求める

### 入江康仁議長

次に、原案に反対討論される方はありませんか。

10番、瀧本攻議員。

### 10番 瀧本攻議員

まずもって、この議案については、町長は事あるたびに住民目線とおっしゃっております。住民目線の立場からしたら、やはり、町内業者を入札に参加させるべきであります。それで、応札できなかつたら、それはそれでしようがないと思います。

それと、ほとんど13億か14億かかる案件の中で、いわゆるこれが一番のメインのことでございます。地区業者の育成のために、やはり地元の業者を入れるべきであります。地区の業者がもう育ちません。連携して、あのいわゆる緊急時、メンテ等は地元の業者が行います。その金額はこの応札された金額の10分の1です。ほとんどエンジン、モーター、ポンプ、これがメインであります。三愛物産という会社は、そういう技術は持っていても、いざというときにそれを稼働させるのに時間がかかります。私はよく知っています。何十年間も三愛物産とお付き合いさせていただきました。湛水防除の件もありました。しまいには、一番割に合わない仕事を地元の業者に押しつけてくるのです。これがいわゆる行政のやり方です。だから、地元業者の育成のためにも、仮に失敗してでも、やっぱり地元業者を入れるべきであります。それで、失格になれば失格でしようがないと思います。

それと、これ、5社が全く同じです。後の2社は1万円、結局、最低制限価格より高い、これは高いんだけれども、低いのに落ちます。5社。もう一つは、最低制限価格よりも低かった、これは失格です。くじ引において、当選したということになりますね。ほんの5つのくじ引でやつたらいいのに、30本の棒で引いているわけです。そんなものは一般常識を通りません。

ちなみに、三愛物産は7番、株式会社鶴見製作所はこれは8番、宇野重工が12番、それから守谷商会名古屋支店、これも12番、30番の中に12番が2つ入っていたということです。それから、株式会社電業社機械製作所三重営業所、これが20番。何でくじ引を5社入札に、応札に、当選したら5つのくじでいいじゃないですか。それを30本も入っているくじ引をやつしているわけです。それは一般常識上、疑いますよ、そんなもの。こんなことが行政で行われておったら、それは、町民は行政を信用しません。

以上の観点から、私は反対といたします。

それから、時期の遅れについては、2か月ぐらい遅れても令和27年2月に完成ですので、やれば令和27年2月に完成しますよ、こんなもの。エンジンはできている、ポンプもできている、発電機もできている、それをアッセンブルしてするわけです。するのは地元の業者です。一番したくない事業を地元の業者がするようになっています。

以上の観点から、私は反対といたします。

以上です。

### 入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はございませんか。

9番、太田哲生議員。

### 9番 太田哲生議員

9番、太田哲生、議長の許可をいただきましたので、議案第53号 汐ノ津呂排水機場整備工事（その3）請負契約の締結について、賛成の意見を申し述べます。

私は、相賀で生まれ、相賀で育ち、今も相賀に住んでおります。子どものときに台風、豪雨により何回も避難しました。記憶に強く残っているのが、小学校のときの銚子川のふちの堤防の決壊でした。このとき、相賀の銚子川、船津川の堤防は決壊していません。相賀におきましては、内水氾濫でございます。このとき、私は水の中を膝までつかり、相賀神社まで避難しました。

次に、記憶に強く残っているのは、平成16年の豪雨災害でございます。このとき、船津川の越水による外水氾濫でございます。相賀のほとんどは床上浸水いたしました。これ以前の非常に大きな災害は、昭和6年の銚子川の堤防決壊による外水氾濫でございます。このとき24人の方が亡くなっております。昔から銚子川、船津川の堤防を越えた外水氾濫が起こりますと想像を超えた被害が出ます。

相賀におきましては、大量の雨が降りますと、銚子川、船津川の堤防を越えるほどでなくとも、現在の排水機では降った雨を排水することはできなくなり、道路側溝、排水路、源八川などがあふれ、道路、相賀小学校グラウンド、そして平坦地の低いところに水が流れ込み、床上浸水などの被害が発生します。これは内水氾濫でございます。このような内水氾濫に対処し、相賀の住民の安全安心を図ることが必要であります。

このため、汐ノ津呂排水機の施設が必要でありまして、一日も早い排水機場の完成を望んでおります。銚子川、船津川に囲まれた相賀の住民にとりまして、浸水対策は昔からの悲願

であります。この地区には約860世帯、1,690人の人が住んでいます。この地域に住んでおられる住民の方の安全安心を推し進めが必要であります。

次に、入札の方法であります。汐ノ津呂排水機場整備工事（その3）の入札参加資格は、紀北町競争入札審査会設置要綱により審査会を設置し、この審査会の入札で参加資格を決めたものと聞いております。私は、この審査会で決定した入札参加資格は適正であったと思っています。

以上、議案第53号 汐ノ津呂排水機場整備工事（その3）請負契約の締結について、賛成の意見を述べさせていただきました。

以上のことをもちまして、賛成討論とさせていただきます。

### 入江康仁議長

次に、原案に反対討論される方はありませんか。

7番、奥村仁議員。

### 7番 奥村仁議員

議案第53号 汐ノ津呂排水機場整備工事（その3）請負契約の締結について、反対の討論を行います。

初めに、明確にしておきますが、反対の理由は入札結果や入札方法に対して瑕疵があるというふうなものではありません。私は、当初より、この高額な整備費用がかかる工法に対し疑問があり、様々な事例を調査する中、国土交通省が今後の財政力が小さな自治体でもしっかりと水害対策を取れるようにと実証実験をするため、実験対象を希望する自治体にはほぼ無償にて整備をしていくという制度があることを知り、国土交通省を通じ現地視察もし、議会でも視察をするなど、最先端で安価な工法で、当町にとどても有利な整備方法やメンテナンスもしやすく、コストも抑えられ、相賀の住民の方にも安心な整備をできると提案してまいりました。

この入札内容は、提案に全く反し、これまでのような発注後、受注生産で1年ほどかかる高価な動力を採用されております。これまでの私の主張とは全くかけ離れたものであるため、これを理由として反対の意思を表明いたします。

以上です。

### 入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

1番、脇昭博議員。

## 1番 脇昭博議員

原案に賛成の立場から討論させていただきます。原稿も一切持っていないので、私の実体験からお話をさせていただきます。

私は、湛水防除、この汐ノ津呂の排水機場にも長年関わってきました。仕事です。

結果、地元業者に発注できるものと発注できないものというのがあることは分かっております。まず、建設業法で、機械工事で発注されておりますが、地元の2社は一般の建設業許可しか持っておりません。この工事は5億円あります。特定でなければならないというのは、一般では5,000万円以上の下請工事を発注できません。5億円の工事を請け負って、5,000万円の下請工事を発注できないということは、工事は不可能です。そんなこともあり、入札審査会で決められたことだと思います。

もう一つが、前者議員が汎用エンジンで造ることを考えて、反対に回っておりますが、この前者議員は、この議案というか汐ノ津呂排水機場が予算として通るか通らないかというとき、私は修正で討論させていただきました。そのときに、その議員は賛成に回っておりました。私はこの予算を見直すべく反対に回りました。もって、何で汎用エンジンを主張して、この議案に反対討論をするのか。私はちょっと理解に苦します。

まず、私は前日の一般質問で、この件について、反対というか、一般質問で町長を相当苦しめました。ただ、これは進んでしまった事業です。後戻りできません。一刻も早くこの方式で造るしかないと私は考えております。口径1,200mmの縦軸ポンプ、100kgを超えるエンジン、それも重油エンジンです、それを横に置いて縦軸ポンプを回す、芯がちょっと狂ったらもうポンプがいかれます。これを経験のない地元業者に発注するのは無謀だと思います。これは住民の重要なインフラです。これがちょっとでも狂えば耐久性が損なわれます。1年、2年で壊れる可能性もあります。そういうふうな発注は無謀だと思います。

以上の点から、私はこの議案に賛成することにします。同志議員の賛同をよろしくお願ひします。

以上です。

## 入江康仁議長

次に、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

4番、大西瑞香議員。

#### 4番 大西瑞香議員

私は、委員会においては幾つかの疑問点、納得できない部分もあり、賛成の意思を示すことができず反対といたしましたが、当初より地域にとっての水害対策を進める早期完成の重要施策の考えは持っておりました。また、令和7年度中に迫る緊急防災事業債の期限、これは大変な苦労をして取った起債でございます。また、下請契約の締結を町内事業者の中から選定するよう努めるとの特記事項書の確認もいたしました。また、入札内容など改めて確認、精査をし、賛成に至りました。

今後、地元が潤い、地域の活性化のためにも、事業における地元業者の入札参加是非についてはしっかりと努力し、検討していくものはないのか、その点もしっかりと精査をし、今後取り組んでいただきたいとの考えを申し添えさせていただき、賛成とさせていただきます。議員各位の賛同をお願いいたします。

以上。

#### 入江康仁議長

ほかに、原案に賛成討論される方はありませんか。

賛成ですね。5番、原隆伸議員。

#### 5番 原隆伸議員

私は委員会において反対した者でございます。反対した理由は、この入札において、普通、入札は事前見積りという方法を今取っています。国土交通省においては、そういう見積方法は要するに同値でくじ引とかそういうのが起こって、本当に優秀な業者の技術力、本当に技術力のあるところの妨げになる結果を生む可能性があると。それで、それを見直す必要があると、国土交通省は課題として提案しております。これに反した状態であるということで、私は反対に回りました。

その後、町長にこの国土交通省の課題解決のために努力する気持ちがあるのかということを確認し、今後そういうふうに努力すると確約をいただきました。そして、この見積りについては、どうしてもこの地域では大型のこういう機械を扱う機会がない。だから、業者もそういうことが技術的には可能であったにしても、その資格が実績としてはないというところに問題がありました。

また、このポンプについては、大型で特殊なものでございます。だから、そういう意味では、餅屋は餅屋でやるべきだと。業種ごとに分離発注すべきであるということで、そのほう

がいいんじゃないかということで考えておりましたが、結果的にはこういうことになりました、このあたりの点も今後、仕様書から改めていかないと、見積書の提出が問題だということで、事後見積りの公表と、各自治体で今、そういうような動きに動きつつあるようです。

今後、紀北町もそういうふうにやっていく。その中には、仕様書作成からいろいろと真剣に考えていかなければいけない課題が随分ありますので、そのあたりも今後改定して見直していくと。そして、住民の税金を、貴重な税金を有効に使えるような、そういう方向に向かって努力していくということでございますので、汐ノ津呂は重要な案件でございますので、本当は反対したいにもかかわらず、この町長の約束を信じ、また紀北町も進んでいかなければならない。やっぱりいいことは先頭に立って、いろいろとやっていく必要がある。そういう姿勢を見せる意味でも、今回は本当に金額が高いですから、この問題をこういうような結果に終わらせたということは、非常に甚だ残念なんですが、苦渋の選択をし、賛成討論といたします。どうも失礼いたします。

**入江康仁議長**

ほかに、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は否決であります。

したがって、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

日程第7 議案第53号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(多數起立)

**入江康仁議長**

起立多數です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

日程第8

**入江康仁議長**

次に、日程第8 議案第54号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の一部を改正する条例を議題といたします。

まず、討論を行います。

原案に反対討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第8 議案第54号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（全員起立）

**入江康仁議長**

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第9

**入江康仁議長**

次に、日程第9 議案第55号 令和7年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第9 議案第55号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(多數起立)

**入江康仁議長**

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第10

**入江康仁議長**

次に、日程第10 議案第56号 令和7年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第10 議案第56号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

( 多 数 起 立 )

**入江康仁議長**

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

**日程第11**

**入江康仁議長**

次に、日程第11 議案第57号 令和7年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第11 議案第57号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

( 全 員 起 立 )

**入江康仁議長**

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第12

### 入江康仁議長

次に、日程第12 議案第58号 令和7年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第12 議案第58号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（全員起立）

### 入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第13

**入江康仁議長**

次に、日程第13 議案第59号 令和6年度紀北町水道事業会計利益の処分についてを議題  
といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第13 議案第59号については、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立を  
願います。

(全員起立)

**入江康仁議長**

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

**入江康仁議長**

ここで、発議案等が提出されていますので、この場で暫時休憩といたします。

(午前 11時 52分)

---

**入江康仁議長**

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

### 日程の追加

#### 入江康仁議長

東篤布議員から議員の辞職願が提出されていますので、その許可と発議案3件、議案1件を日程に追加し、別紙のとおり追加日程として直ちに課題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、辞職の許可と発議案3件、議案1件を日程に追加し、別紙、追加議事日程のとおり直ちに議題とすることに決定をいたしました。

---

### 追加日程第1

#### 入江康仁議長

追加日程第1 東篤布議員の議員辞職の許可を議題といたします。

それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

上野議会事務局長。

#### 上野隆志議会事務局長

それでは、辞職願を朗読させていただきます。

議員辞職の許可

東篤布議員から、一身上の都合により議員を辞職したい旨の申し出があったので、地方自治法第126条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月19日

紀北町議会議長 入江 康仁

次のページをお願いします。

令和 7 年 9 月 19 日

紀北町議会議長 入江 康仁 様

紀北町議会議員 東 篤布

辞職願

このたび、一身上の都合により議員を辞職したいので許可されるよう願い出ます。

以上です。

**入江康仁議長**

お諮りいたします。

東篤布議員の議員辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

異議なしと認めます。

したがって、東篤布議員の議員辞職を許可することに決定いたしました。

---

## 追加日程第 2

**入江康仁議長**

それでは、追加日程第 2 発議第 6 号 紀北町選挙管理委員会委員、同補充員の選挙を議題といたします。

本件については、令和 7 年 12 月 1 日に委員並びに補充員が任期満了となることから、去る 9 月 9 日付で選挙管理委員長から選挙依頼の通知を受けております。

それでは、議会事務局長に発議案を朗読させます。

上野議会事務局長。

**上野隆志議会事務局長**

それでは、発議案を朗読させていただきます。

議案書の 1 ページをお願いします。

発議第 6 号

紀北町選挙管理委員会委員、同補充員の選挙  
地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、紀北町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を求める。

記

選挙管理委員会委員 4人 任期は令和7年12月2日から4年間

同補充員 4人 任期は令和7年12月2日から4年間

令和7年9月19日提出

紀北町議会議長 入江 康仁

以上でございます。

**入江康仁議長**

本件につきましては、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、議会において選挙を行うものであり、同法第118条の規定に基づき、公職選挙法の一部の条項が適用されることになります。

お諮りいたします。

選挙管理委員及び同補充員の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選の方法にしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことにして決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長が指名することにしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することにして決定いたしました。

それでは、まず、選挙管理委員は別紙名簿のとおり、谷口房夫氏、畠内義規氏、倉崎路易子氏、上村玲英子氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることに、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

異議なしと認めます。

したがって、今、議長が指名しました谷口房夫氏、畠内義規氏、倉崎路易子氏、上村玲英子氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

当選者が議場におりませんので、会議規則第33条第2項の規定に基づき、文書でもって告知を行うことにいたします。

次に、選挙管理委員補充員には、第1順位、中村高則氏、第2順位、堀秀俊氏、第3順位、谷千波氏、第4順位、稻守英子氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

異議なしと認めます。

したがって、今、議長が指名いたしました第1順位、中村高則氏、第2順位、堀秀俊氏、第3順位、谷千波氏、第4順位、稻守英子氏、以上の方が、順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

補充員についても、当選者が議場におりませんので、会議規則第33条第2項の規定に基づき、文書でもって告知を行うことといたします。

---

### 追加日程第3及び追加日程第4

**入江康仁議長**

次に、追加日程第3及び第4の発議案2件については、提案者より提案説明を求めるに当たり、一括して説明を求めるにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

異議なしと認めます。

したがって、発議案2件については、提案者から一括して提案説明を求めるに決定いたしました。

それでは、提案者から一括して提案説明を求めます。

樋口泰生議会改革調査検討特別委員長。

### 樋口泰生議会改革調査検討特別委員長

今、ご案内いただきました発議をさせていただきます。

発議第7号

令和7年9月19日

紀北町議会議長 入江 康仁 様

提案者 議会改革調査検討特別委員会委員長 樋口 泰生

紀北町議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び紀北町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

#### 提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、会議規則に規定する手続等のオンライン化に対応するため必要となる事項を定めるほか、所要の改正を行おうとするものであります。

紀北町議会会議規則の一部を改正する規則

紀北町議会会議規則（平成17年紀北町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第101条」を「第101条の2」に、「第129条」を「第128条の2—第129条」に改める。

第32条に次の1項を加える。

第4項、投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に關し必要な事項は、議長が定める。

第85条中「効力）」の次に「第1項から第3項まで」を加える。

第11章中第101条の次に次の1条を加える。

資格決定の通知。

第101条の2 法第127条第3項の規定により準用される法第118条第6項の規定による決定の本人への通知に關し必要な事項は、議長が定める。

第103条中「外とう、襟巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に改め、同条に次

の2項を加える。

第2項、議長及び委員長等が会議に出席を要請した者は、会議の場において、貸与されたタブレット端末を持ち込むことができる。

第3項、前項の規定により持ち込んだタブレット端末は、紀北町議会タブレット端末運用規程に基づき使用できるものとする。

第19章中第129条の前に次の2条を加える。

電子情報処理組織による通知等。

第128条の2、議会または議長若しくは委員長に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

第2項、議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

第3項、前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

第4項、第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該者に到達したものとみなす。

第5項、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印することが規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

第6項、議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る

文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

次に、電磁的記録による作成等。

第128条の3、この規則の規定第1項において議会等が文書等を作成し、又は保存するところが規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

第2項、前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行する。

続いて、新旧対照表につきましては、ご一読いただければよろしいかと思います。

続きまして、発議第8号

令和7年9月19日

紀北町議会議長 入江 康仁 様

提案者 議会改革調査検討特別委員会委員長 樋口 泰生

紀北町議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び紀北町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、委員会条例に規定する手続等のオンライン化に対応するために必要となる事項を定めるほか、所要の改正を行おうとするものであります。

紀北町議会委員会条例の一部を改正する条例

紀北町議会委員会条例（平成17年紀北町条例第180号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「特別委員会の委員」を「特別委員」に改め、同条に次の1項を加える。

第3項、特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間 在任する。

第8条中第2項から第4項までを削り、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1

項を加える。

常任委員、議会運営委員及び特別委員は、議長が会議に説いて指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

第8条中第5項を第3項とし、第6項を第4項とし、同条第7項中「第4項ただし書」を「第1項ただし書」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「第6項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とする。

第14条の次に次の1条を加える。

開会の特例。

第14条の2、委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を活用して委員会を開会することができる。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することができる場合

(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することができる場合

第2項といたしまして、前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法によって出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

第3項、オンラインによる方法を活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第19条第1項中「委員会」の次に「（第14条の2（開会の特例）第1項の規定により開会するものを除く。）を加え、同条第2項中「会議」を「委員会」に改める。

第23条に次の1項を加える。

第2項といたしまして、前項の規定にかかわらず、同項の規定による申し出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

第27条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第28条第3項中「文書」を「文書等」に改める。

第29条に次の1項を加える。

第3項、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところ

るにより、当該記録に係る電磁的記録により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名または記名押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附則としまして、この条例は公布の日から施行する。

別紙のほうの新旧対照表はまたご一読いただければと思います。

以上で発議を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**入江康仁議長**

以上で提案説明を終わります。

これより各議案の審議に入ります。

追加日程第3 発議第7号 紀北町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第3 発議第7号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

**入江康仁議長**

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、追加日程第4 発議第8号 紀北町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第4 発議第8号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

**入江康仁議長**

起立全員でございます。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 追加日程第5

**入江康仁議長**

追加日程第5 議案第60号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

てを議題といたします。

提案者から一括して提案説明を求めます。

尾上町長。

### 尾上壽一町長

それでは、本日、定例会に追加上程をいたしました人事案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第60号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることがあります、紀北町教育委員会委員の小西正弘氏が、本年12月7日をもって任期満了により退任されますので、後任として相賀867番地1、五味正樹氏を任命いたたく議会の同意を求めるものであります。

小西正弘氏におかれましては、平成29年12月に教育委員会委員に就任され、同委員として長きにわたり多大なご尽力を賜ってきたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

後任の五味正樹氏におかれましても、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関する識見を有することから適任であると判断したものでございます。

以上、人事案件は1件であります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

### 入江康仁議長

以上で提案説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第5 議案第60号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

( 全員起立 )

**入江康仁議長**

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

**入江康仁議長**

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可いたします。

尾上町長。

**尾上壽一町長**

9月議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月9日に開会されました本定例会では、本日まで終始熱心にご審議いただき、上程をいたしました案件につきまして、原案どおりご可決を賜り、誠にありがとうございました。

本定例会が私の任期内では最後の定例会でございます。振り返りますと、令和3年11月13日から4期目の町政を担わせていただき、議員各位や町民の皆様のご指導とご理解、ご協力の下、第2次総合計画、後期基本計画の実行や、様々な行政課題に全力で取り組み、推し進めることができましたことに重ねてお礼を申し上げます。

残る任期につきましても引き続き努力を重ね、「みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～」を目指して、町政に邁進してまいります。

最後になりますが、残暑の中にも秋の訪れを感じる季節となりました。今年は梅雨の期間がほとんどなく、酷暑が続き、夏の疲れが例年よりも強く出ることが懸念されます。議員の皆様、町民の皆様におかれましては、健康に十分ご留意をいただきまして、実り多き秋となりますようお祈りを申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

---

### 入江康仁議長

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

令和7年9月紀北町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、9月9日から本日までの11日間にわたり、議員の皆様、町長及び職員の皆様には、慎重なるご審議をいただき、無事閉会できましたことを心からお礼を申し上げます。

なお、決算認定議案を審議するため、決算特別委員会が設置され、継続審査となっております。委員各位におかれましては、慎重なるご審議をお願いいたします。

終わりに、まだまだ暑い日もありますが、これから徐々に秋も深まり、寒い日も多くなってきます。皆様におかれましては、健康に十分ご留意いただきますようお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

---

### 入江康仁議長

それでは、これをもちまして、令和7年9月紀北町議会定例会を閉会いたします。

皆さん、どうも本当にご苦労さまでございました。

(午後 0時 24分)

---

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 7年 12月 17日

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会議員 岡村哲雄

紀北町議会議員 大西瑞香